

経営層・リーダーが知っておくべき！ 契約リスクに怯えない「強い会社」を作る方法

株式会社LegalOn Technologies
セールスグループ シニアマネージャー
篠井 悠



自己紹介

篠井 悠

株式会社LegalOn Technologies
セールスグループ
シニアマネージャー

2022年1月、LegalOn Technologies（旧：LegalForce）に
中小企業向けフィールドセールス職として入社。
インサイドセールス領域のマネジメント・戦略立案を経て、
現在は中小企業向けのフィールドセールス職として、自ら
も現場の第一線で営業する傍ら、営業施策の立案・実行、
人材マネジメントなど幅広い業務を担う。



会社紹介

「法とテクノロジーの力で安心して前進できる社会を創る」

株式会社LegalOn Technologiesは最先端のテクノロジーと法務知見を結集し、法務プロフェッショナルのための業務支援サービスの開発・提供を行っているリーガルテックのスタートアップ企業です。



角田 望

代表取締役社長 / 弁護士

会社名	株式会社LegalOn Technologies (英語名 LegalOn Technologies, Inc.)
設立	2017年4月21日
従業員等	513名（役員含む／2023年11月時点）
資本金	178.5億円（資本準備金含む／2022年6月時点）
所在地	〒135-0061 東京都江東区豊洲三丁目2番20号 豊洲フロント6階

LegalOn Technologiesのミッション：「全ての契約リスクを制御可能にする」

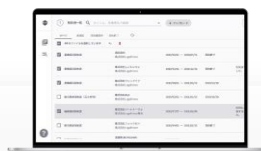
法務の手で全ての契約リスクがコントロール可能な状態を実現するため、
最新のテクノロジーと法務の知見を組み合わせた製品の開発・提供を行っています。

契約業務支援



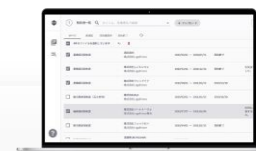
LegalForce

契約書レビューの品質向上と効率化を実現する
AI契約審査プラットフォーム



LegalForce キャビネ

締結済みの契約書を自動で
データベース化するAI契約管理システム



LFチェッカー

導入実績No.1のLegalForceが提供するから
確かなクオリティ。安心の使い勝手。



KEIYAKU-WATCH

契約書に関する最新情報を
お届けする情報メディア



Legal Learning

体系的に法務学習ができる法務担当向け
オンライン学習支援サービス



DecideOn

会社の意思決定プロセスを可視化し、
アクションの実行を支援するシステム

経営支援

学習支援

※ 出典：株式会社東京商工リサーチ「AI 技術を用いた契約書レビュー支援サービス有償アカウント導入企業件数調査」2022年8月1日時点調査

そもそも契約審査とは

- ✓ 契約書（取引）に潜む、**包括的・潜在的なリスクの発見**
- ✓ **自社の受容範囲・運用ルール**を、要求する
- ✓ 予期せぬ**法令違反防**ぐ

問題です！

A社とB社が事業譲渡契約を結ぶことになりました。締結時に使った条項は下記です。
ある条項が抜け落ちていたがため、裁判にまで発展しました。次の条項から選んでください。

事業譲渡契約書

- | | |
|----------------------------------|----------------------------|
| 第 1 条（定義） | 第 13 条（表明及び保証） |
| 第 2 条（事業譲渡） | 第 14 条（譲渡人による本事業譲渡実行の前提条件） |
| 第 3 条（譲渡資産） | 第 15 条（秘密保持） |
| 第 4 条（債務の承継） | 第 16 条（補償） |
| 第 5 条（契約上の地位の移転） | 第 17 条（解除） |
| 第 6 条（許認可等の承継） | 第 18 条（反社会的勢力の排除） |
| 第 7 条（譲渡価格） | 第 19 条（不可抗力） |
| 第 8 条（本事業譲渡の実行） | 第 20 条（公租公課及び費用） |
| 第 9 条（譲渡人の善管注意義務
・ 譲受人の協力義務等） | 第 21 条（本契約上の地位等の譲渡禁止） |
| 第 10 条（誠実協議） | 第 22 条（完全合意） |
| 第 11 条（従業員の取扱い） | 第 23 条（準拠法及び管轄） |
| 第 12 条（必要書類の交付等） | |

投票機能からご参加ください！

Q. 抜け落ちていた条項はどれでしょうか？

- 1 収入印紙
- 2 誓約事項
- 3 競業避止義務
- 4 商号続用時の免責登記

正解は . . .

競業避止義務の条項が抜けてました！

事業譲渡契約書

- | | |
|-----------------------------------|-----------------------------|
| 第 1 条 (定義) | 第 13 条 (表明及び保証) |
| 第 2 条 (事業譲渡) | 第 14 条 (譲渡人による本事業譲渡実行の前提条件) |
| 第 3 条 (譲渡資産) | 第 15 条 (秘密保持) |
| 第 4 条 (債務の承継) | 第 16 条 (補償) |
| 第 5 条 (契約上の地位の移転) | 第 17 条 (解除) |
| 第 6 条 (許認可等の承継) | 第 18 条 (反社会的勢力の排除) |
| 第 7 条 (譲渡価格) | 第 19 条 (不可抗力) |
| 第 8 条 (本事業譲渡の実行) | 第 20 条 (公租公課及び費用) |
| 第 9 条 (譲渡人の善管注意義務
・ 譲受人の協力義務等) | 第 21 条 (本契約上の地位等の譲渡禁止) |
| 第 10 条 (競業避止義務) | 第 22 条 (完全合意) |
| 第 11 条 (従業員の取扱い) | 第 23 条 (準拠法及び管轄) |
| 第 12 条 (必要書類の交付等) | 第 24 条 (誠実協議) |

競業避止義務違反で訴訟となり大きな損害が発生したケース

近年、たった1つの条項の記載がなかった（抽象的）だったために、訴訟となり大きな損害が発生したケースです。

判決年 2021年

原告 食品用機械メーカー

被告 食品用機械メーカー

契約類型 事業譲渡契約

概要（契約に関する部分）

特定の事業を譲渡対象から除く旨の記載をしなかったため、譲渡人（被告）が事業譲渡後に行った同種事業につき、**競業避止義務違反**が問題となった。

裁判所の判断

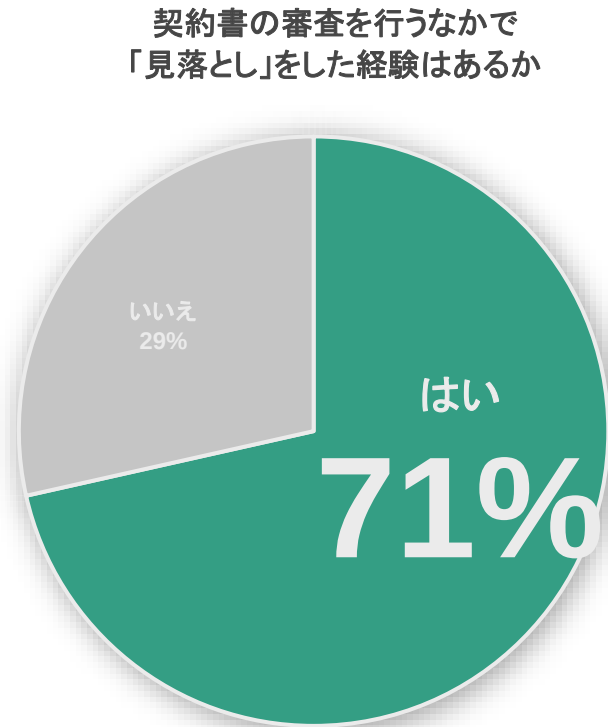
特定の事業を譲渡対象から除く旨の記載をしなかったため、譲渡人（被告）が事業譲渡後に行った同種事業につき、競業避止義務違反が問題となった。

当該事業も含め包括的に事業譲渡されたと判断。

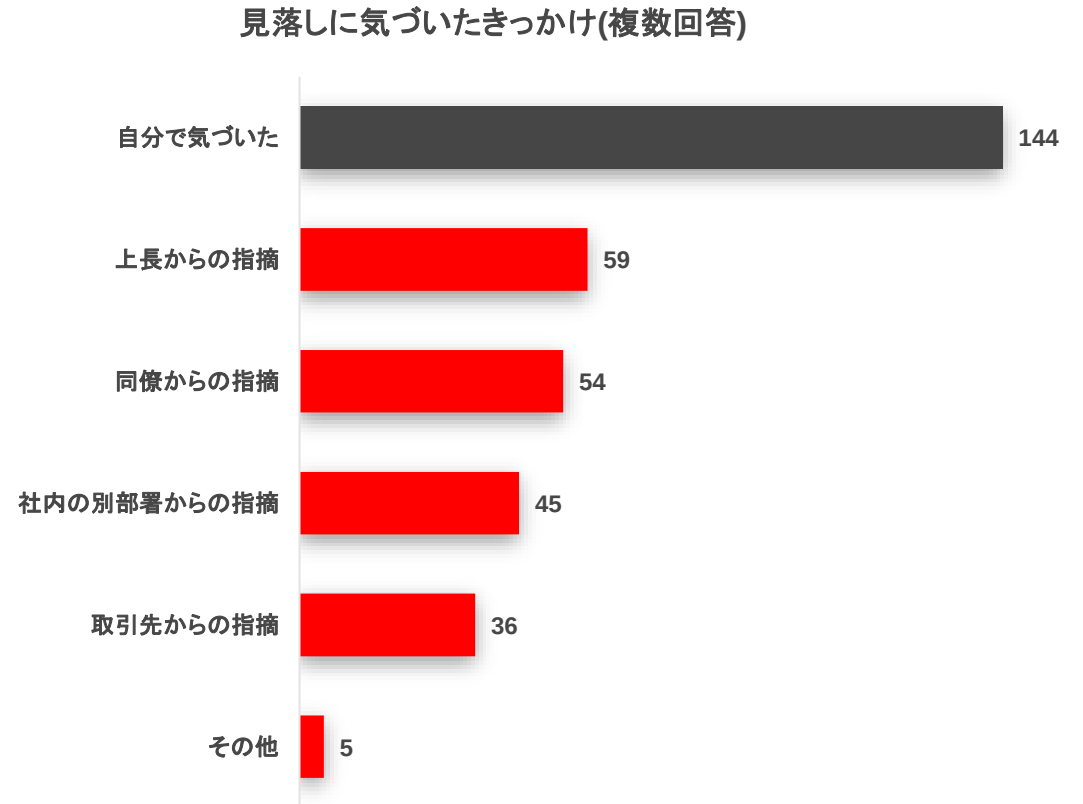
被告は対象地域での営業活動を差し止められた。

契約審査業務の実態

契約書の見落としを経験しない人の方が少ない



見落としを自分だけで気づくのは難しい

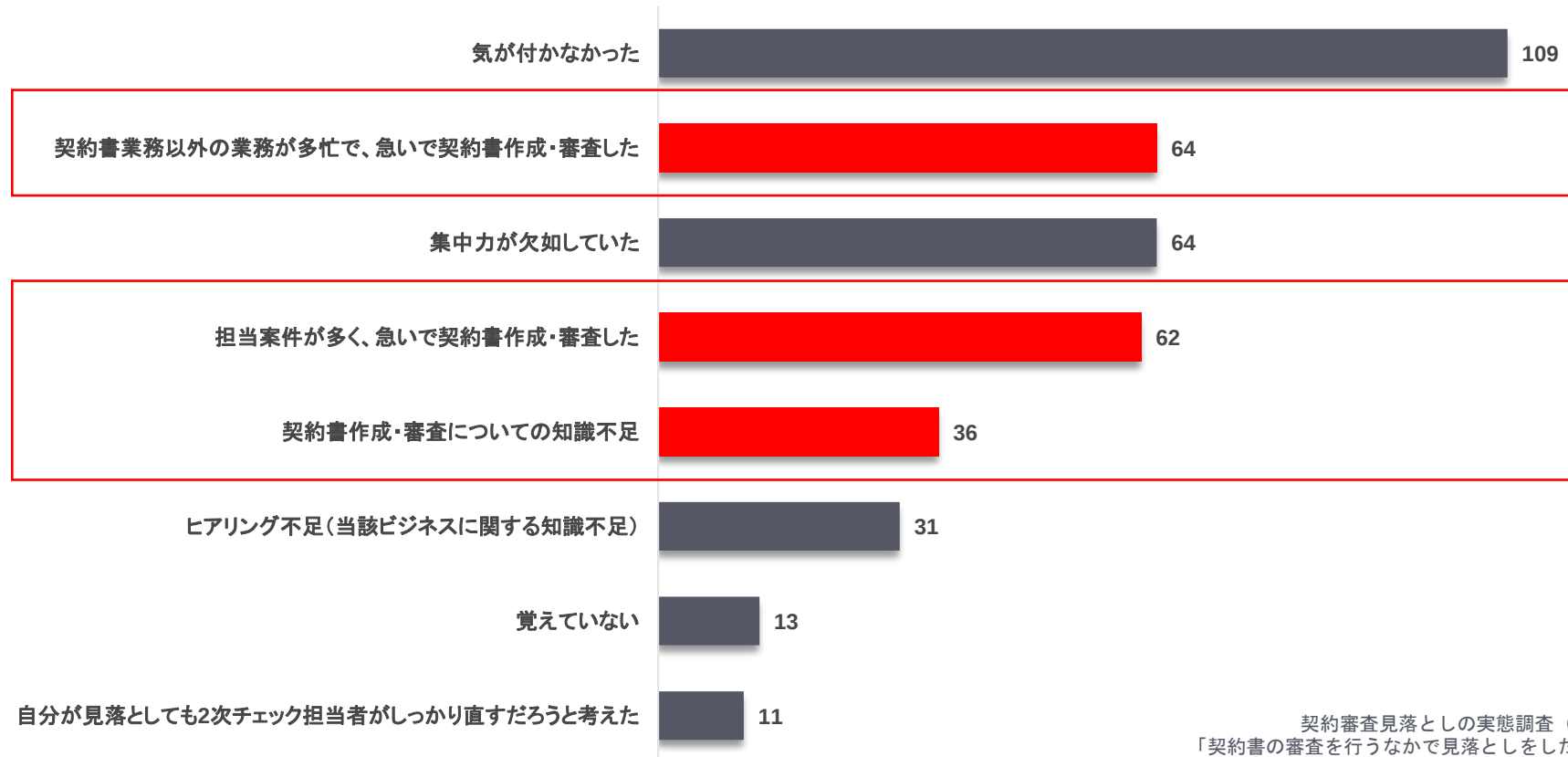


契約審査見落としの実態調査(2022年10月実施) n=188

1つの見落としとしては「多忙」と「知識不足」から生まれる

見落としが発生した理由について聞くと「契約業務以外が多忙」「担当案件が多く急ぐ必要があった」「契約書作成・審査についての知識不足」などの回答が並ぶ。

見落としが発生した理由(複数回答)



契約審査見落としの実態調査（2022年10月実施）n=188
「契約書の審査を行うなかで見落としをした経験がある」と答えた人

条項不足/ 抽象的表現で、訴訟となったケース

判決年	原告	被告	契約類型	概要（契約に関する部分）	裁判所の判断
2021年	食品用機械メーカー	食品用機械メーカー	事業譲渡契約	特定の事業を譲渡対象から除く旨の記載をしなかったため 、譲渡人（被告）が事業譲渡後に行った同種事業につき、競業避止義務違反が問題となった。	当該事業も含め包括的に事業譲渡されたと判断。 被告は対象地域での 営業活動を差し止められた 。
2021年	産廃処理業者	焼却炉メーカー	特許権譲渡契約 特許ライセンス契約	特許権譲渡契約において、ライセンサーの地位の承継に関し記載がなかった 。 特許権譲渡によって、ライセンサーの地位も承継されるかが争点に。	被告はライセンサーの地位を承継したと判断。 地位承継後に特許権を消滅させた被告は、原告（ライセンシー）が支払ったライセンス料、 約8,800万円を不当利得として返還 。
2020年	不動産賃貸業者	スポーツジム経営	賃貸借契約	原状回復に関する条項に記載された明渡しの状態が抽象的だったために 、賃借人（被告）のプールの撤去義務の有無が問題となった。	プールの撤去義務は賃借人（被告）の原状回復義務に含まれないと判断。 原告が負担した原状回復費用約1億5000万円のうち、被告の負担は約4200万円にとどまる 。

契約業務担当者のよくある課題

契約書のチェック・作成は、**全て弁護士に依頼**しており、費用もかかるし、**返答に時間**がかかる。また、**弁護士が修正した契約書をそのまま取引先に提示**している。

「相手方のひな形」をチェックする際、**何か拠り所が欲しい**。
相手方有利になっている可能性が高いが**チェックリストがなく**、修正箇所/修正文の判断がつかない。

「自社のひな形」で取引する際、**相手方から修正依頼**が来ることがあり**受け入れていいのか判断つかない**場合がある。

納短時間での審査を要求され、**法務部と営業部が、時折ぎくしゃく**してしまう。

また、他の業務もあり契約書チェックに**時間をかけられない**。

覚書による変更が多いが、**原契約と覚書をセットで管理していない**。変更履歴を正確に把握するのが難しい。

営業からの確認依頼、税務調査等で契約書を探す際、**時間がかかる**し、**見つからない**場合がある。**探索は記憶に頼る**部分もあり、異動後の新任者は苦労しそう。

契約書の**管理台帳を作成していない**または**手入力**になっている。そのため、管理台帳の契約終了日・更新日の書き換えが徹底できていない。

保管している契約書の中に、**解約期限を過ぎたものが含まれている可能性**がないとは言えない。または、過去、実際に解約期限を過ぎたことがあった。

更新時には、**更新確営業などの事業部からの問い合わせ**が**メール・口頭・チャットツールなどばらばらで**、それ以外に連絡が来た場合には、**見過ごす可能性**がある。



AI 契約審査プラットフォーム

LegalForce

のご紹介



契約業務支援ツールのご紹介



案件の事業背景整理

依頼部門とのやり取りを集約・効率化。過去案件をデータベース化し、適切な対応をガイド。



契約作成・審査

契約書審査をAIで支援。豊富なひな型や編集支援機能により契約書の修正・打ち返しを効率化。



締結

電子締結で契約書締結作業を効率化。各種電子契約サービスとの連携も可能。



契約書管理

契約書を更新・終了と履行が必要なタスクの二つの観点で管理。



自動レビュー結果の一例（条件：秘密保持契約—受領側）

＜ プレビュー

秘密保持契約書.docx

最新バージョンをアップロード

重要性: 低: 3件

中: 11件

高: 6件

② レビュー結果に使用する法令・条文などの略記

② 表示する表について

秘密情報の定義

第1条 (秘密情報の定義)

1. 本契約において、**秘密情報とは、開示者が、書面、電磁的記録媒体、その他の媒体に化して情報を開示した場合には、「秘密」「秘」「Confidential」等の表示を当該媒体に付すことによって秘密情報である旨を明示した情報をい、**口頭又は視覚的に情報を開示した場合には、開示者が開示の際に当該情報が秘密である旨を口頭で明示し、かつ当該開示を行った日から1週間以内に秘密情報の内容及び秘密情報である旨を明示した書面にて受領者へ通知した情報をいうものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、次の各号に定める情報は秘密情報には含まれない。

(1) 開示された時点において、受領者が既に知っていた情報

(2) 開示された時点において、既に公知であった情報

(3) 開示された後に受領者の責めに帰すべき事由によらずに公知となった情報

▲ (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく取得した情報

(5) 秘密情報とは無関係に受領者が独自に開発した情報

秘密保持義務

第2条 (秘密保持義務)

受領者は、開示者より開示又は提供された秘密情報について厳に秘密性の保持を要する旨の承諾がない限り、本契約の存在も含め秘密情報又は漏洩したりしてはならない。

▲ 11 件のアラート / 6 件の抜け落ち

第1条 (秘密情報の定義)

修正

比「秘密」である旨を明示した情報でなければ、秘密情報に含まれない旨が、定められていますか？

対応例

必要に応じて、秘密情報の範囲を「開示した一切の情報」に修正を検討

関連情報を見る

サンプル文

(秘密情報)

本契約において、「秘密情報」とは、文書、口頭、電磁的記録媒体その他開示の方法及び媒体を問わず、開示者が受領者に対して開示した一切の情報、本契約の存在及び内容、並びに本目的に関する協議・交渉の存在及びその内容をいう。

重要性 (全体): 高

修正

比「秘密」である旨を明示した情報でなければ、秘密情報に含まれない旨が、定められていますか？

対応例

必要に応じて、秘密情報の範囲を「開示した一切の情報」に修正を検討

関連情報

開示者としては、「秘密」である旨の明示を行った情報のみが秘密情報として保護されるとすると、常に「秘密」であることを明示することが求められます。

そこで、開示する情報のすべてに「秘密」である旨の明示を行うことが難しい場合は、「秘密情報とは、開示した一切の情報である」という内容に修正するのが通常です。

なお、『「秘密」と明示された情報』とは、開示された情報に「「秘密」「Confidential」など秘密であることが明記されている情報」をいいます。そのため、「秘密情報とは、秘密と明示された情報である」とされている場合、「秘密」と明記しなければ、秘密として保護されません。

 重要度カスタム

アラートごとに重要度を変更可能。
重要度に応じた柔軟なレビューを
実現。

 サンプル条文

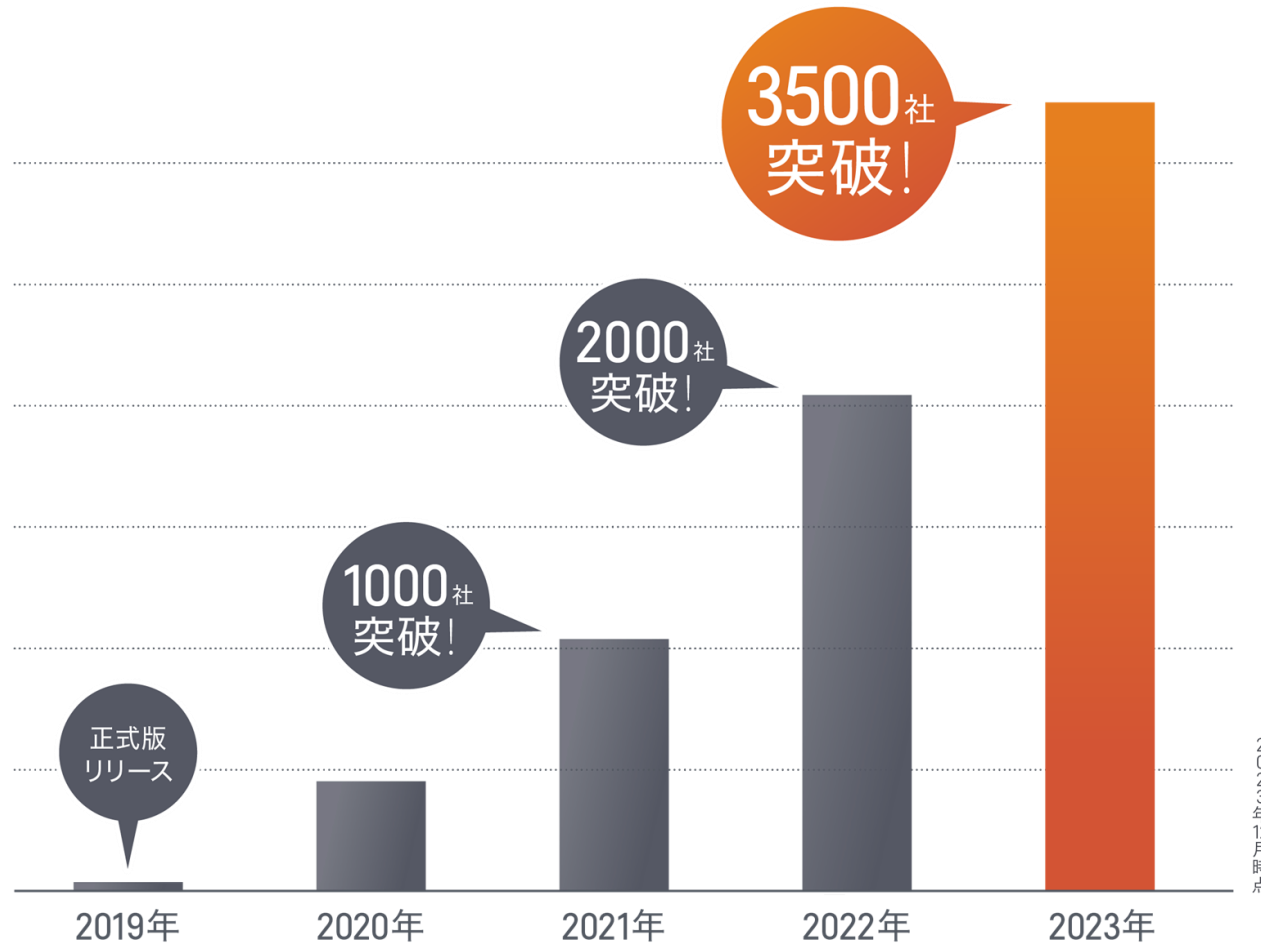
参考となるサンプル文を表示。

✔ 関連情報

修正の必要性や法改正内容を記載。
法務部の場合は事業部向けの説明
文に利用可能。

※ レビュー可能なファイル形式: .doc、.docx、.pdf（OCR 対応：紙媒体のスキャナ取り込みによる PDF にも対応）

LegalForceは国内3,500以上の企業・法律事務所が利用, 導入実績No.1のサービス



AI 契約書
レビューツール

導入実績
No.1※

※ 出典：株式会社東京商工リサーチ「AI 技術を用いた契約書レビューサービス有償アカウント導入企業件数調査」2023年8月1日時点調査

企業規模や業種を問わず、多くの企業や法律事務所が活用

ULURU

KAO

SUNTORY

sojitz

FUJITSU

ENEOS

TRUSTDOCK

Serverworks

ひとの
ときを、
想う。 JTNestlé
Good food, Good life

SHOWCASE

odakyu
ELECTRIC RAILWAY世界的な
日本化薬

DAISO

大正製薬株式会社

NOMURA

unicharm
ユニチャームRIZAP
GROUPSEGA
Toys株式会社モリタ製作所
MORITA

SpiderPlus & Co.

西武建設

LOTTE

ANA
Inspiration of JAPAN

AEON delight

CREDIT
SAISON健康にアイデアを
meiji

伊藤園

MIZUNO

AsahiKASEI

阪急阪神ホールディングス株式会社

パーソル キャリア
PERSOL

千代田組

神鋼商事

時事通信社

DAIKIN

ローソン銀行
LAWSON BANK

HIS

NISSAN
MOTOR CORPORATION

LegalForce が契約審査フローをサポート

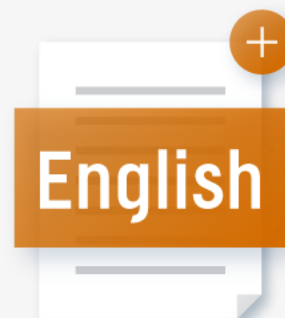


契約審査実務における様々な場面に対応。

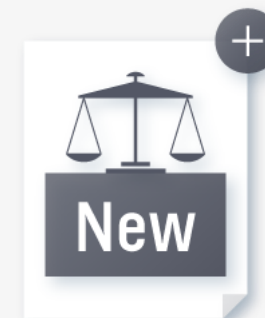
Wordでも使える



英文契約書に対応

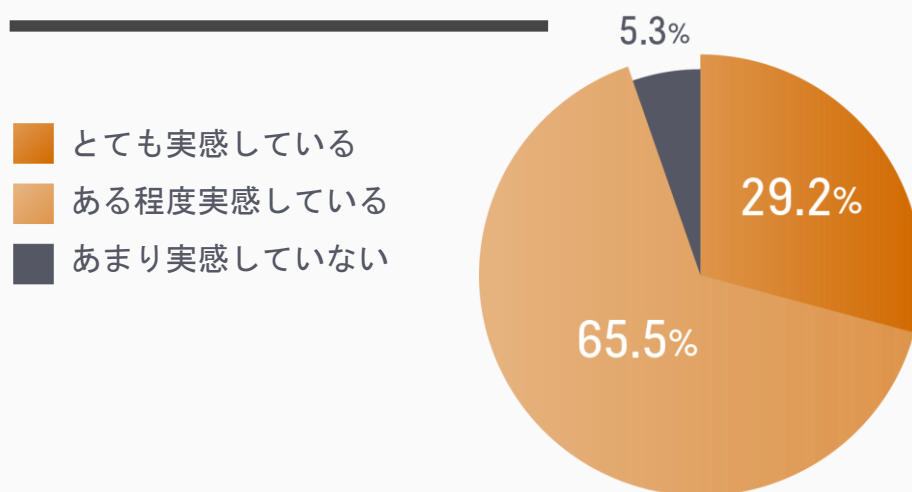


法改正にも対応

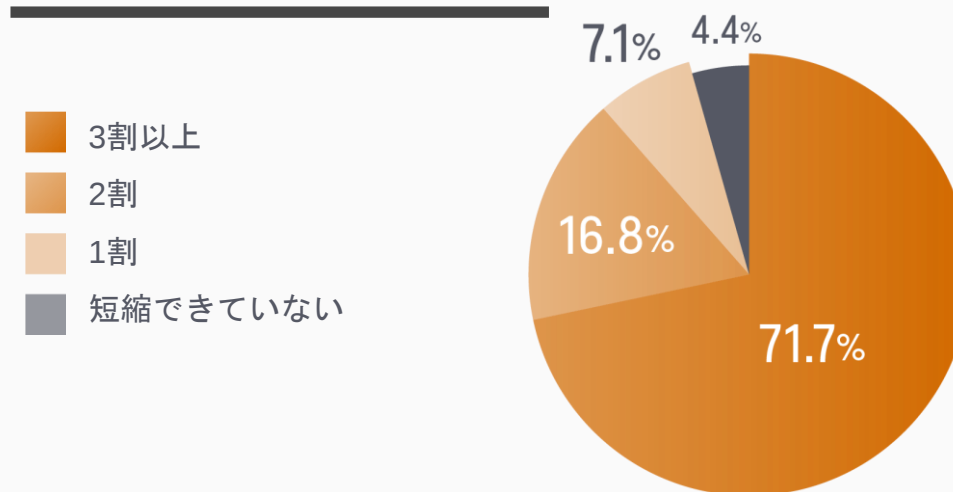


導入企業の**94%**が品質向上を実感。**95%**が時間削減を実現。

LegalForceの導入により、
審査品質は向上したか



LegalForceの導入により、
審査時間はどの程度短縮したか



出典: 2021年9月 LegalForceユーザーアンケート (n=113)

まとめ

Purpose

法とテクノロジーの力で、 安心して前進できる社会を創る。

新しいことに挑戦したい。社会の課題を解決したい。

夢がある。私たちはそれぞれに、前に進みたいという素朴な願いを有しています。

LegalOn Technologies は、「法」と「テクノロジー」の力で、

人々が願いに向かって安心して前進できる、より良い社会を創っていきます。



法とテクノロジーの力で、安心して前進できる社会を創る。

Advancing Legal Practice with Technology

株式会社LegalOn Technologies

<https://legalontech.jp/>